

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月2日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第10号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線のとおりである。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
条例第2条第1項第1号に掲げる団体	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団 <u>財団法人佐賀県教育文化振興財団（平成10年11月24日に財団法人佐賀県教育文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u> 公益財団法人佐賀県国際交流協会 公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 公益財団法人佐賀県総合保健協会 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター <u>財団法人佐賀県長寿社会振興財団（平成3年3月1日に財団法人佐賀県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u> 公益財団法人佐賀県建設技術支援機構 公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団 公益財団法人佐賀県体育協会	条例第2条第1項第1号に掲げる団体  公益財団法人佐賀県国際交流協会 公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 公益財団法人佐賀県総合保健協会 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター <u>公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団</u>  公益財団法人佐賀県建設技術支援機構 公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団 公益財団法人佐賀県体育協会	
略		略	
条例第2条第1項第4号に掲げる団体	<u>財団法人佐賀県教育職員互助会（昭和47年12月1日に財団法人佐賀県教育職員互助会という名称で設立された法人をいう。）</u>	条例第2条第1項第4号に掲げる団体	<u>一般財団法人佐賀県教職員互助会</u>

改正前		改正後	
	<p><u>社団法人佐賀県観光連盟（平成4年9月21日に社団法人佐賀県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p><u>社団法人佐賀県計量協会（平成5年4月1日に社団法人佐賀県計量協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>一般社団法人地方税電子化協議会            一般社団法人九州観光推進機構            全国知事会</p>		<p><u>一般社団法人佐賀県観光連盟</u></p> <p><u>一般社団法人佐賀県計量協会</u></p> <p>一般社団法人地方税電子化協議会            一般社団法人九州観光推進機構            全国知事会</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。